

刑事弁護

quarterly
keiji-bengo
No.53
spring
2008

刑事弁護の羅針盤

連載特集

裁判員裁判をどう闘うか③

裁判員裁判における尋問技術

裁判員裁判と日本の刑事弁護センターの課題／竹之内明

裁判員裁判の現場から／木谷明

●速報

もう一步踏み込んだ器物事件の弁護術
事例から学ぶ証人尋問のテクニック!

イギリス刑事司法の動向

Q&A刑事弁護

View 高松裁判

●刑事弁護レポート

●付添人レポート

決定!

新人賞

殺人未遂等被告事件

公判前整理手続活用で殺人未遂を傷害に

作花知志 弁護士

事件の概要

本件は、来日して約7年になる外国人(母国語は英語)である被告人が、日本人の妻と住んでいたマンションの5階にある部屋で元同僚の女性と不倫行為をしていたところを、たまたま部屋を訪れた妻にその様子を目撃され、妻から激しい非難を受けたことから激高し、妻をベランダから落とそうとしたとして、殺人未遂罪で起訴され(第1公訴事実)、さらにその後、妻がマンションの部屋から路上に逃げたのを被告人が追いかけて、路上で妻に殴る蹴るなどの暴行を加えたことにより、全治2週間の傷害を負わせたとして、傷害罪で起訴された(第2公訴事実)事案である(加えて追起訴で、別事件の無免許運転、報告義務違反、暴行が起訴された)。

事件発生当日の夜に被告人は逮捕され、翌日に当番弁護士が接見に向いたところ、被告人は第1公訴事実、第2公訴事実ともに、事実を否認した。また被告人は、その当時受けていた体の治療用の薬の服用のために、当日の記憶が断片的にしかない、とも説明した。当番弁護士が、そのまま被疑者弁護人に就任して接見を継続した。

その後被告人が起訴されたため、被疑者弁護人がそのまま国選弁護人に就任した(第1弁護人)。検察官から公判前整理手続の申立てがなされ、裁判所によって手続が行われる決定がされた。第1弁護人は、外国人の殺人未遂罪ほかの否認事件という事件の困難さと、被告人が証拠の英訳を求めているなどの理由により、2人目の国選弁護人の選任を裁判所に申し立てたところ、認められ、2人目の国選弁護人が選任された(第2弁護人)。私はこの第2弁護人として、公判前整理手続開始段階から判決に至るまで、事件に関わったものである。

本件は、①外国人の殺人未遂の否認事件であり、

さらに公判前整理手続に付された事件であること、②公判前整理手続および公判手続を2名の弁護人が協力することにより、きめ細やかな弁護活動を行うことができたこと、③公判前整理手続における証拠開示により、目撃証人の捜査段階における供述調書がすべて開示され、その利用によって、効果的な証人尋問を行うことに成功したこと、④被告人のメールボックスに残されていた被告人と妻との間で交わされたメールを立証趣旨を限定したうえで証拠物として提出したり、公判前整理手続段階では弁護側から証拠調べ請求をしていなかった証拠を公判段階で弾劾証拠として提出することが許容されるなど、公判前整理手続独特の工夫された証拠調べ請求がなされたこと、⑤判決では第1公訴事実については、妻の証言は信用することはできないとして殺意が認定されず、第2公訴事実では暴行と傷との間の因果関係の根拠となる証拠が存在しないとして因果関係が否定されたこと、⑥2名の弁護人と被告人との接見や公判廷における相談などの直接のやりとりが、通訳を介さず、すべて英語で行われたことなど、さまざまな点において実務上興味深い題材を提供する事案であると思われる。

弁護のポイント等

1 公判前整理手続

まず公判前整理手続が3回行われた(第2回、第3回に被告人は出頭)。整理された争点は3点である。①第1公訴事実について殺意の有無、②第2公訴事実について暴行行為の有無、③被告人が犯行当日のことについて断片的にしか記憶がないと供述していることにつき責任能力の有無。そのうちの①の争点がさらに以下の3点に分かれる。④被告人は妻をベランダの囲いの上に乘せたか否か、⑤被告人はベランダの囲いの上の妻の体を押したか否か、⑥その後被告人

が妻を救助する行為をしたかどうか。

公判前整理手続において、弁護人は検察官から証拠の開示を受けたうえで、以下の請求を行った。①まず、被告人の事件当日の責任無能力を証明するため、精神鑑定を請求した。②次に被告人が、ポリグラフ検査(うそ発見器)により自分を調べることを強く希望したため、鑑定請求を行った。③最後に、被告人がインターネット上に作成していたメールボックス内に、被告人と妻との間で、2人が知り合った以降にやりとりされたメールが残されていることが判明し、そのメールの内容から、妻が被告人との出会いの時期について検面調書において虚偽の供述をしていたことや、妻の供述調書には被告人と妻との関係が事件当時悪化していた、との内容が記載されていたのに対し、メールからはそのような様子は窺えないことなどが判明していた。そこで、そのメールはすでに弁護人がすべてプリントアウトしてはいたものの、弁護人からの証拠調べ請求に対して検察官から不同意になることを考慮して、メールについて、裁判所による検証を行うよう請求した。

弁護人からの上記3点の請求について裁判所は、①②の採否を留保したうえで(いずれも公判段階で却下された)、③について、裁判所による検証を行わずに、弁護人がプリントアウトしているメールを、立証趣旨を「メールの存在」のみに限定して証拠物として提出すること、そのメールの具体的な内容については、証人尋問の際に証人に示すなどし、そこで具体化するようにすること等の希望が出された。検察官は特に異議がなく、弁護人としてもその内容に賛成した。

2 妻の証人尋問

第1回公判における罪状認否で、被告人は、第1公訴事実について殺意を否認、第2公訴事実について暴行行為を否認した。弁護人の意見として、さらに責任能力の不存在が主張された。

その後、まず行われたのは妻の証人尋問であった。妻は第1公訴事実について、以下のように証言した。①部屋で不倫現場を見た後、被告人に両脇下の胸のあたりをつかんで完全に持ち上げられ、そのままベランダに連れて行かれた。②そのままベランダの囲いの上にお尻を乗せる形で座らされた。③被告人は、囲いの外側に向かって力を込めてゆっくりと妻を押すと

ともに、「落とす」と言った。④妻は両足のふくらはぎと太もものあたりを囲いの内側に押しつけるような形でぶら下がっている状態となった。⑤妻は大声で「助けて」と言ったが、被告人は立ち去り、その状態が30秒くらい続いた。⑥その後、元同僚の女性が来て、妻の左足を持ってくれ、その状態がさらに30秒くらい続いた後、妻は腹筋に力を入れて自力で囲いの上まで起き上がった。⑦その際、元同僚の女性が左手で妻の足を持ち、右手で妻の左手を持つ形で助けてくれたが、基本的には妻は自分の力で起き上がった。⑧第1公訴事実の犯行後、マンションの部屋からマンション前の路上まで逃げ、自分の自動車の中に入ったが、被告人が追いかけてきたので、携帯電話で妻の両親にそれぞれ電話して、「ベランダから落とされそうになった。殺される。助けて」と伝えた。

さらに妻は、第2公訴事実について、以下のように証言した。①路上で被告人は妻の両肩をつかみ、左足のすねを蹴り、押し倒し、妻は尻餅をついた(第1暴行)。②さらに被告人は、妻の上腕をつかんで持ち上げて路上に投げ、妻はその暴行により、尻餅をつくとともに後頭部を路上で打った。さらに被告人は、仰向けに倒れた妻のお腹の上に乗る形で覆い被さった(第2暴行)。

妻の証言に対して弁護人は、以下の反対尋問を行った。まず、証拠として提出していたメールから、妻は供述調書では被告人との出会いの時期を結婚の半年前と供述していたところ、実際には結婚の2週間前であったことが判明していたため、その点を指摘し、妻はその事実を認めた。第1公訴事実の①の証言については、犯行現場であるマンションの部屋の実況見分調書から、部屋の窓の高さは約180センチメートルであるのに対して、被告人の身長は約191センチメートルであり、妻の証言するような持ち上げ方では窓を通らない点を指摘すると、妻は証言を変遷させ、不合理な弁解を繰り返した。また、⑦の証言については、囲いの上に完全に起き上がるためには、単に上半身を起き上がらせるだけではなく、お尻を囲いの上に上げる動作が必要なはずであり、その点について質問をしたところ、妻は合理的な説明をしなかった。反対尋問の結果、この事件の後、元同僚の女性に対して、妻の家族が不倫行為を理由とする慰謝料を請求し、後日にそれを家族が受領し、妻はそのことを知っていた

ことが証言された。

妻の証人尋問について弁護団として、以下の点が証人尋問のポイントである、との方針を決めていた。

①被告人と妻との間のメールからすると、妻は被告人と出会って2週間で結婚したことを隠そうとしており、その意味で自分をよく見せようとしていることを裁判所に印象づけたい。

②妻の立会いの下で作成された実況見分調書には、被告人が妻の両脇下の胸のあたりをつかんで完全に持ち上げてベランダに連れて行ったとされており(被告人と元同僚の女性の立会いの下で作成された実況見分調書では、それぞれ被告人は妻を抱きかかえるようにしてベランダに連れて行ったとされていた)、それはあたかも被告人がその時点から妻をベランダから落とそうとする意思があったことを強調するような内容となっていたところ、妻が説明した運ばれ方では窓の高さと合致しないことから、妻は被告人が殺意があったかのようにオーバーに話していることを裁判所に印象づけたい。

③妻の供述どおり、ベランダの囲いにとどまり、また起き上がることができるのかについて、弁護人の事務員(女性)による再現を事務所のテーブルを使用して行っところ、事件直後に撮影された妻の両足大腿部の傷痕が、場所等において一致しないように思われたため、その点を反対尋問で追及する。

3 妻の父親の証人尋問

続く公判期日において、妻の父親の証人尋問が行われた。

父親は事件当日、妻から携帯電話に電話があり、「ベランダから落とされそうになった。殺される。助けて」と言われた。その電話を聞き、慌てて駆けつけると、路上で被告人が妻に近づいていったのが見えたので、危ないと思い、被告人の背中から抱きついて止めようとした。妻が路上で尻餅をつくことが2回あった。

以上の証言に対して、弁護人から以下の反対尋問を行った。公判前整理手続において開示された父親の員面調書には、事件後、妻が病院に行った後で初めてベランダから落とされそうになった話を聞き肝を冷やした、との供述がされていたことを指摘し、事件時の妻からの電話では、被告人にベランダから落とされそうになったとの話はされておらず、単に被告人が浮気をしていたのを見た、という内容の電話にすぎな

かったのではないかと、との質問をしたところ、父親はそんなはずはない、と証言したが、員面調書の内容は、作成後に読み聞けを受けており、間違いないと確認したうえで署名・押印をしたことを認めた。事件の次の日から元同僚の女性と不倫を理由とする慰謝料の支払いの話を始め、数日後に高額な慰謝料を受け取ったことを認めた。その話は妻にもしたところ、妻から「元同僚の女性はベランダで助けてくれたのだから、お金を受け取るべきではない」等の話はされなかったことが証言された。

父親の証人尋問終了後、弁護人から、開示を受けていた同僚の員面調書および検面調書を弾劾証拠として証拠調べ請求することを申し立てた。採否は後の期日になされたが、一部を除き採用された。

父親の証人尋問について弁護団として、以下の点が証人尋問のポイントである、との方針を決めていた。

①「ベランダから落とされそうになった。殺される。助けて」と携帯電話で父に言った、との妻の証言は、明らかに父親の供述調書の内容と矛盾しているため、父親がそれに沿った証言をした場合には、父親の供述調書を弾劾証拠として提出すること。その場合、弁護側から公判前整理手続では証拠調べ請求していない証拠であったが、刑法316条の32における「やむを得ない事由」があるとの主張を行うこと。

②単に父親の供述調書を弾劾証拠として提出するだけでなく、それを父親の証人尋問の反対尋問において有効に使用すること。具体的には父親に警察では違う話をしていたかを問い、否定した段階で記憶喚起のために供述調書の内容を読み聞かせ、さらに尋問を継続すること。

③妻の証人尋問で、元同僚の女性から事件後に慰謝料を受け取ったとの証言がなされた点につき、父親からは実際に受領された金額を明らかにさせ、かつ妻が慰謝料の受領の話を聞いた際の様子を問うことで、妻から「元同僚の女性はベランダで助けてくれたのだから、お金を受け取るべきではない」等の話はされなかったとの証言を引き出し、「被告人が殺そうとしたところを、元同僚の女性が助けてくれた」という妻の証言の信用性を減殺すること。

4 妻の母親の証人尋問

次の公判期日では、父親と同じく、第1公訴事実終了後に路上に駆けつけたとされる妻の母親に対する証

人尋問が行われた。

母親は、証人尋問において以下の証言をした。母親が実際に見た暴行は路上での第2暴行のみである。被告人は、妻の両腕をつかんで自分のほうに引き寄せて、道路の端に放り投げ、妻は仰向けに倒れた。

弁護人からの反対尋問および裁判所からの質問により、事件当日に妻から携帯電話に電話があったが、「被告人にベランダで殺されそうになった」という話はされていないことと、母親が初めて妻からベランダで殺されそうになったことを聞いたのは、事件がすべて終わって病院に行く途中であったことなどが証言された。

母親の証人尋問について弁護団として、開示を受けていた母親の供述調書の内容から、妻が証言したような携帯電話で母親に「ベランダから落とされそうになった。殺される。助けて」と伝えた事実はなく、母親がベランダでの出来事を知ったのは事件後病院に行く途中であったことが判明していたため、その証言を引き出す方針を決めていた。幸い母親は、その事実を尋問で否定することなく認めた。

5 夫の元同僚の証人尋問

次の公判期日では、元同僚の女性の証人尋問が行われた。元同僚の女性は以下のような証言をした。妻に弁明を聞いてもらえなかった被告人は、腰を少し曲げるような感じで、妻の膝からお尻にかけてのあたりを両手で正面から抱えて妻を持ち上げてベランダに連れて行った。元同僚の女性が被告人の右斜め後ろあたりで見ていたところ、妻は後ろに倒れたが、被告人が妻を突いたり押し倒した行為は一切見ていない。妻は仰向けに地面とほぼ水平くらいの角度で倒れた。元同僚の女性は、妻の左足の膝や左手を掴んだ。妻はある瞬間に起き上がってきて、そのまま囲いの上に座った状態となった。事件後、被告人が殺人未遂の容疑で逮捕されたと聞き、とても驚いた。また、元同僚の女性は、捜査段階では供述していなかったが、妻は囲いの上で自分から倒れたと思う、と証言した。

元同僚の女性の証人尋問につき弁護団としては、以下の点が証人尋問のポイントである、との方針を決めていた。①不倫行為の存在を主張している検察官からすると、元同僚の女性は被告人に有利な証言を行う立場であることから、元同僚の女性の証言こそが

客観的な事実と合致し、かつ自然であることを、事件当時の具体的な状況から根拠づけること。②事件後に、妻の家族から慰謝料の支払いを請求されて支払った経緯を詳しく質問することで、被告人に殺されそうになり、元同僚の女性が助けてくれたのならば、妻の怒りは被告人に対してのみ向かっているはずなのに、妻の怒りは元同僚の女性にも向けられている事件構造を浮かび上がらせ、妻が虚偽の証言をしていることを印象づけること。

なお、上述のように、元同僚の女性は「妻は仰向けに地面とはほぼ水平くらいの角度で倒れた」との証言をしたところ、その後に行われた進行協議期日において、検察官から、人形を使ってベランダの囲いの上でそのような倒れ方をすることはできないことを証明したい、との申出があった。しかしながら裁判所は、それは公判前整理手続において請求されていない証拠調べであることを理由に、それを採用しなかった。弁護人が請求した、公判前整理手続で証拠調べ請求をしていなかった妻の父親の供述調書が弾劾証拠として採用されたのに対し、検察官のこの証拠調べ請求が採用されなかった理由は、弁護人から述べた意見や進行協議におけるやりとりからすると、おそらく以下のものと考えられる。①弁護人の請求した弾劾証拠が、証人の自己矛盾供述証拠であったのに対して、検察官が請求した人形を使う証拠調べはそうではないこと。②公判前整理手続開始前の段階で、弁護人から検察官に対して、妻の証言するベランダの囲いの上でのぶら下がり方が可能であることを人形などを使って証明するべきではないか、との申入れをしていたところ、公判前整理手続の段階において検察官から、そのような証拠調べは行わない旨が言及された経緯があり、検察官による証拠調べ請求は、妻の証言の補強と元同僚の女性の証言の弾劾という違いはあるにせよ、「人形を使った証拠調べ」という点では共通し、公判前整理手続の段階で請求が可能であったこと。

6 被告人質問

次の公判期日では、被告人質問が行われた。被告人は以下のように供述した。事件当日は、部屋のベッドの上で寝ていたところ、突然妻の叫び声で目が覚めた。自分は疲れてベッドで寝ていただけであり、妻が部屋に来たときになぜ元同僚の女性がベッドのそばに

いて、自分の服が一部脱がされていたのかはわからない。不倫をしていないことを説明をしても妻が聞き入れず、妻が元同僚の女性に暴力を振るうなどしたことから、妻を、腰を少し曲げるような感じで、妻の膝からお尻にかけてのあたりを両手で正面から抱えて持ち上げ、ベランダに連れて行った。ベランダでは、妻を囲いの内側に押しつけるような形で話をした。妻が囲いの上に乗ったかどうかはわからない。妻は後ろに体をそらすようなことはなく、囲いの上で自分から見て右側に横になった。その後のことは記憶がない。覚えているのは、部屋の中に戻った後のことである。妻が部屋から路上に降りていったので、自分も降りた。路上でも妻に説明したが、妻は聞き入れなかった。路上での出来事も、よく覚えていない。

7 検察官の見落とし

そのほかの証人尋問も終わり、論告・弁論期日となったのであるが、実は検察官にはある見落としがあった。それは、第2公訴事実についてである。起訴状記載の第2公訴事実で妻が負ったとされていた傷害は、右上腕打撲と頭部打撲であった。その根拠はいずれも事件後に医師によって作成された診断書であった。ところが、その医師による診断書には、右上腕打撲は記載があるものの、頭部打撲については、「右足 頭甲打撲」と記載されていただけであった。診断書では「甲」の字が崩し文字で書かれていたために、検察官は「甲」を「部」と読み違えていたのである。現に、事件後に警察署において撮影された妻の傷害箇所の写真が捜査報告書として証拠化されており、それが公判前整理手続で開示されていたが、そこでは妻の頭部を撮影した写真はなく、「右足頭甲部打撲を撮影した」という説明のついた写真しか存在しなかったのである。

弁護人は、弁論要旨においてその点につき指摘し、起訴状記載の公訴事実における「頭部打撲」の根拠となる証拠がないことを主張する予定であった。その弁論要旨を、通訳の翻訳のために事前に裁判所に提出していたところ、裁判所から論告・弁論前に打診があり、裁判所としても「頭部打撲」の根拠となる証拠はないと考えるが、その点について審理を行ったうえで判決としたいので、論告・弁論前に裁判所から検察官に対して釈明を行う、と伝えられた。

釈明を受けた検察官は、公判前整理手続においては、公判段階では新しい証拠は提出できないが新しい主張はできる、よって訴因変更ができるはずである、との主張を行い、起訴状記載の公訴事実につき、「頭部打撲」を「頭甲打撲」へと変更することの請求を行った。弁護人はそれに対して、公判終了直前における時機に遅れた訴因変更は許されない旨の主張を行ったが、結局訴因変更自体は許可された。

そこで弁護人は、急遽弁論内容を修正し、訴因変更が許可されたとしても、頭甲部打撲が、被告人の行為によっていつ発生したかについての妻に対する証人尋問の質問が行われていないのであるから、仮に被告人による暴行の認定がされたとしても、いずれの暴行からその打撲が発生したかについての因果関係の根拠となる証拠は存在しない、と主張した。

弁護人は弁論においてさらに、第2公訴事実の「右上腕打撲」についても、妻は証人尋問において、マンションの部屋で被告人にソファに投げられた、と証言した際に2回、路上で被告人から暴行を受けた際に1回、それぞれ被告人に「右上腕」をつかまれた、と証言していたことを指摘し、「右上腕打撲」についても、被告人のいずれの暴行から発生したものかについての因果関係の証明がなされていない、と主張した。

検察官からは、懲役7年の求刑がなされた。

判決

判決において裁判所は、第1公訴事実については妻の証言の信用性を否定し、殺人未遂を認定しなかった。裁判所は、被告人が妻をベランダの囲いに押しつけるような形で話をしていた際に、妻の右足に表皮剥脱の傷が生じた点につき、傷害のみを認定した。第2公訴事実については、「頭甲打撲」「右上腕打撲」いずれについても弁護人の主張を認め、因果関係を否定し、暴行のみを認定した。追起訴についてはいずれも公訴事実のとおり認定された。

裁判所が妻の証言の信用性を否定した理由は、次のとおりである。妻の体重は事件当時46キログラムであったところ、妻が証言するような状態で20秒以上囲いにぶら下がっていることは物理的にほぼ不可能で、直ちに落下するのが自然である。囲いからお尻がずり落ちてぶら下がっている状態から女性の腹筋力のみ

で起き上がったという点も、一般女性の体力からみて不可能に近い。妻は、囲いに両足に同等の力をかけてぶらさがっていた、と証言したが、妻の足の傷は右足にのみ生じ、左足には生じておらず、客観的な証拠とも合致しない。

また裁判所は、妻は囲いの上で自分から倒れたと思う、という元同僚の女性の証言については、マンションの5階の高さで囲いの上で自分から体を倒すということは不自然である、として信用性を否定したうえで、妻が囲いの上でバランスを崩したことが理由で上半身

をそらす状態になったのではないか、という認定をした。つまり裁判所は、第1公訴事実につき、ベランダに被告人、妻、元同僚の女性の3人がいて、それぞれが違う供述および証言をしていたところ、妻が体を倒した理由については、そのいずれも信用性が認められないとして、独自の認定を行ったのである。

判決は、懲役1年4月、執行猶予4年であった。検察庁は控訴せず、判決はそのまま確定した。

(さっか・ともし/岡山弁護士会)

※本件の判決文および判例評釈は本号192頁以下に掲載。



あらためて、原則を考える

「原則」とは、法律の解釈や適用において、特定の事実や状況に基づいて、あらかじめ定められたルールや基準を指す。これは、法律の適用において、特定の事実や状況に基づいて、あらかじめ定められたルールや基準を指す。これは、法律の適用において、特定の事実や状況に基づいて、あらかじめ定められたルールや基準を指す。

「原則」とは、法律の解釈や適用において、特定の事実や状況に基づいて、あらかじめ定められたルールや基準を指す。これは、法律の適用において、特定の事実や状況に基づいて、あらかじめ定められたルールや基準を指す。これは、法律の適用において、特定の事実や状況に基づいて、あらかじめ定められたルールや基準を指す。

「原則」とは、法律の解釈や適用において、特定の事実や状況に基づいて、あらかじめ定められたルールや基準を指す。これは、法律の適用において、特定の事実や状況に基づいて、あらかじめ定められたルールや基準を指す。これは、法律の適用において、特定の事実や状況に基づいて、あらかじめ定められたルールや基準を指す。

「原則」とは、法律の解釈や適用において、特定の事実や状況に基づいて、あらかじめ定められたルールや基準を指す。これは、法律の適用において、特定の事実や状況に基づいて、あらかじめ定められたルールや基準を指す。これは、法律の適用において、特定の事実や状況に基づいて、あらかじめ定められたルールや基準を指す。

「原則」とは、法律の解釈や適用において、特定の事実や状況に基づいて、あらかじめ定められたルールや基準を指す。これは、法律の適用において、特定の事実や状況に基づいて、あらかじめ定められたルールや基準を指す。これは、法律の適用において、特定の事実や状況に基づいて、あらかじめ定められたルールや基準を指す。

「原則」とは、法律の解釈や適用において、特定の事実や状況に基づいて、あらかじめ定められたルールや基準を指す。これは、法律の適用において、特定の事実や状況に基づいて、あらかじめ定められたルールや基準を指す。これは、法律の適用において、特定の事実や状況に基づいて、あらかじめ定められたルールや基準を指す。

「原則」とは、法律の解釈や適用において、特定の事実や状況に基づいて、あらかじめ定められたルールや基準を指す。これは、法律の適用において、特定の事実や状況に基づいて、あらかじめ定められたルールや基準を指す。これは、法律の適用において、特定の事実や状況に基づいて、あらかじめ定められたルールや基準を指す。

「原則」とは、法律の解釈や適用において、特定の事実や状況に基づいて、あらかじめ定められたルールや基準を指す。これは、法律の適用において、特定の事実や状況に基づいて、あらかじめ定められたルールや基準を指す。これは、法律の適用において、特定の事実や状況に基づいて、あらかじめ定められたルールや基準を指す。

害に対する防衛行為として、判示第1の行為を行ったことが認められる。しかしながら、以上認定のとおり、被告人は、被告人の顔面を手拳で殴打した被害者に対し、いきなり隠し持っていた果物ナイフで被害者の大腿部及び腹部を突き刺したものであって、被告人が受けた侵害行為に対する防衛行為としては過剰であったことが明らかであるから、被告人の判示第1の所為について、正当防衛は成立せず、被告人の判示第1の所為は過剰防衛に該当するに過ぎない。また、以上認定の判示第1の行為の際に果物ナイフ1丁を携帯した経過及び態様を踏まえれば、その携帯について業務その他正当な理由がないことは明らかであって、被告人の判示第2の所為には構成要件該当性が認められるとともに、可罰的違法性に欠けるところもない。

(量刑の理由)

本件は、被告人が、被害者から手拳で殴打されたため、身の危険を感じ、自己の身体を防衛するため、防衛の程度を超え、所持の果物ナイフで被害者の身体を突き刺し、被害者に傷害を負わせ、業務その他正当な理由がないのに、果物ナイフを携帯したという事案である。自らに加えられた攻撃に対する防衛行為としてなされたとはいえ、ナイフによって刺突するという防衛行為として明らかに過剰な反撃を行い本件各犯行を敢行するに至った経緯及び動機に酌むべきものはない。その態様は、被害者の大腿部や身体の枢要部である腹部を果物ナイフで至近距離から突き刺すというものであり、その態様は危険であって悪質である。被害者が負った傷害の程度も重く、結果も重大である。被告人が、被害者が自分をにらみつけているのを見て、身の危険を感じたとはいえ、予め侵害行為に備えて果物ナイフを隠し持ち、被害者から侵害行為を受けると間もなく、果物ナイフによる反撃を行い、判示第1及び第2の各犯行を敢行していることからすると、被告人の規範意識の希薄さは明らかであって、再犯のおそれが高い。以上によれば、被告人の刑責は重い。他方、被告人に対し暴行を加え、傷害を負わせた被害者にも落ち度がないとはいえないこと、被告人は被害者の治療費、休業損害等を支払い、被害者に対し相応の被害弁償の申し入れを行っていること、被告人は本件各犯行を反省しており、2度と罪を犯さない旨誓っていること、被告人には更生の意欲があること、被告人の妻が被告人の今後の監督を誓っていること、被告人には養うべき子がいること、被告人は来日後真面目に稼働してきており、日本国内において比較的安定した社会生活を送ってきていること、被告人には前科がないことなど被告人にとって酌むべき事情もある。

以上の諸般の事情を総合考慮した結果、主文のとおり量刑をした。

よって、主文のとおり判決する。

(求刑 懲役3年及び果物ナイフ1丁没収)

2 岡山地方裁判所第1刑事部 平成19年3月27日判決(殺人未遂、傷害等)

【キーワード】

被害者供述の信用性 殺意の認定 因果関係の認定

被害者供述の信用性を否定し、殺人未遂の訴因に対して傷害を認定した事例

本件は、被告人が、①自分の妻をマンション5階のベランダの囲いの上から転落させようとして宙づりにした殺人未遂、②妻を路上に投げ飛ばして転倒させて打撲させた傷害など、計4件の罪に問われた事案である。弁護人は、すべてについて無罪を争った。いずれも有罪とされたものの、そのうち、上記の2件については、それぞれ①殺人未遂ではなく傷害へ、②傷害ではなく暴行へと、それぞれ訴因を縮小した認定がなされている点が注目し値しよう。

まず、①殺人未遂の訴因については、現場となったベランダにいた被告人、被害者、目撃者が、いずれも食い違う供述をしている。裁判所は、このうち直接証拠である被害者の供述について、その信用性を詳細に検討している。まず、④供述内容の不自然さについて、囲いにぶら下がって宙づりになったときの状況(囲いの上に座らされたあと外側に向けて押されたが、囲いの内側に残った両足の挟む力だけで体重を支えて転落を免れたとする点、女性である被害者が腹筋の力で起き上がったとする点など)には、物理的に疑問があったとした。また、⑤客観的証拠との関係については、被害者が主張する宙づりの状況と、足の傷の状況が一致しないことを指摘している。さらに、⑥被害者の公判供述が変遷していることも、信用性を疑わせる事情とした。そして、⑦他の人物の供述内容との関係については、事件直後に自分の父親に電話をかけて「ベランダから落とされそうになった」と伝えたとする

被害者の供述があり、父親も公判でこれに添う供述をした。しかし、判決は父親の捜査段階での供述録取書には「後でベランダから落とされそうになったと聞いた」と記載されていたことから、父親の公判供述は信用できないとして、供述の合致を否定した。

これらの考慮によって、裁判所は、被害者の証言の信用性を否定したうえで、被告人が被害者を囲いの上に乘せたのは事実であるものの（この点は、目撃者の証言とも一致するとした）、転落させることを意図したり、転落することを認識して認容することはなく、また、囲いの上に乘せた被害者を押し倒そうとしたこともないと認定した。そのうえで、囲いの上に乘せたことが暴行にあたるとして、足の傷との相当因果関係を認め、傷害罪が成立するとした。

有力な目撃者がいない事件では、被害者供述と被告人の供述が食い違い、双方の信用性の比較が争点となることがある。本件は、被告人が別の女性（ベランダでの目撃者）と性的な行為をしている現場を妻が目撃した直後に起きた事件である。そのため、被害者の供述は、本件行為を除いた部分での特別な感情の影響下でなされていることに注意が必要であった。判決は、（判文上明白ではないが）おそらくこの点にも留意しつつ、供述の信用性評価において多く用いられる注意則を丁寧に適用して、慎重な判断を行っている。マンション5階のベランダの囲いに座らせるという、それ自体がノーマルとは言えない被告人の行動が認定できる以上、殺意をもってベランダの外へ落とそうとしていたとの認定へ流れてしまう危険も少なくなかったようにも思われるが、裁判所は、信用性の緻密な分析的評価によってそれを防ぎ、利益原則をきちんと適用した妥当な判決をした。

被害者供述の信用性判断においては、被告人の父親の捜査段階での供述調書が、公判での証言に対する弾劾証拠として、弁護人側の請求によって取り調べられている（弁30号証）。公判前整理手続によって開示を受けた調書が、弁護人の防御活動において有効に用いられた例である。この弾劾証拠は、公判前整理手続では取調べ請求されておらず、公判において新たに請求された。弾劾証拠は、証人が公判で実際に供述した内容に応じて取調べの必要性が左右されるものであるから、本件の父親の供述調書について、刑法316条の32にいう「やむを得ない事由」にあた

るとした判断は妥当である（大阪弁護士会裁判員制度実施大阪本部編『コンメンタール公判前整理手続』（現代人文社、2005年）229頁）。

なお、②傷害の訴因については、目撃証言などから暴行の存在は認めたものの、傷害結果とされた打撲がどのように形成されたかを認定する証拠はなく、他の機会における暴行（公訴事実の同一性がなく、択一的認定が許されない別の暴行）の結果である可能性を排斥できないことから、本件の暴行と傷害結果との因果関係は認められないとして、暴行罪の限度で有罪を認定した。事例判断の一つとして参考になろう。

本件の弁護活動については、作花知志弁護士による刑事弁護レポート（本号88頁以下）を参照されたい。

事件番号 平成18年（わ）第593号、第906号、平成19年（わ）第80号

裁判官 松野勉（裁判長）・馬渡香津子・石原和孝

弁護人 鷹取司（主任）・作花知志

検察官 木川和広・曾祇信幸

判決

主文

被告人を懲役1年4月に処する。

未決勾留日数中140日をその刑に算入する。

この裁判が確定した日から4年間その刑の執行を猶予する。

訴訟費用のうち、証人F及び同Gに支給した分は被告人の負担とする。

理由

（罪となるべき事実）

被告人は、

第1 岡山市〇〇〇〇〇〇〇メゾンc××号室（以下、「××号室」という。）において、A（以下、「A」という。）に口淫等をさせているのを妻であるY（当時26歳。以下、「Y」という。）に目撃され、同女にAとの関係を弁明しようとしたが、Yがこれを聞こうとしなかったことに苛立ち、

1 平成18年8月27日午後3時10分ころから同日午後3時40分ころ、××号室において、Yを抱き上げて地上約14.1メートルの高さにある同室ベランダの転落防止用の囲い（以下、「本件囲い」という。）の上まで連行し、本件囲いの上に乗せる暴行を加え、よって、同女に加療約3日以内の皮下出

血を伴う表皮剥脱の傷害を負わせた、

2 同日午後4時ころ、上記メゾンc東側路上において、Yに対し、両手で同女の両肩をつかんで路上に突き飛ばし、さらに、両手でその両上腕をつかんで路上に投げ飛ばし、仰向けに転倒させるなどの暴行を加えた、

第2 公安委員会の運転免許を受けないで、同年5月8日午後10時ころ、同市〇〇〇〇〇〇付近道路において、普通乗用自動車運転した、

第3 前記日時場所において、普通乗用自動車運転中、自車をF(以下、「F」という。)運転の普通乗用自動車に衝突させ、同車のナンバープレート等を損壊する交通事故を起こしたのに、その事故発生の日時及び場所等法律の定める事項を直ちに最寄りの警察署の警察官に報告しなかった、

第4 前記日時場所において、Fが前記交通事故を警察官に報告しようとしたが、被告人がその場から立ち去ろうとしたことから、これを阻止しようとしてFが被告人運転車両の運転席の窓から車内に体を入れてハンドルを押さえるなどしていたところ、Fを振り切ってその場から逃走するため同車両を発進進行させた上、なおも同窓枠にしがみついていた同人を振り落とすためその顔を腕で押すなどして、同人を路上に転倒させる暴行を加えたものである。

(証拠の標目)

括弧内の数字は証拠等関係カード記載の検察官請求証拠の標目番号である。

判示事実全部について

被告人の当公判廷における供述

判示第1の事実全部について

証人Y及び同Aの当公判廷における各供述

被告人の検察官調書(16)

Y(4)及びA(8)の各検察官調書(いずれも不同意部分を除く。)

実況見分調書(6、不同意部分を除く。)

写真撮影報告書(20)

判示第1の1事実について

被告人の検察官調書(14)

証人B及び同Cの当公判廷における各供述

Cの検察官調書(7、不同意部分を除く。)

判示第1の2の事実について

証人D及び同Eの当公判廷における各供述

判示第2ないし第4の事実について

証人F及び同Gの当公判廷における各供述

実況見分調書(32)

判示第2、第3の事実について

被告人の警察官調書(47)

Fの検察官調書(37、不同意部分を除く。)

判示第2の事実について

捜査関係事項照会回答書2通(30及び31)

判示第3及び第4の事実について

実況見分調書(35)

判示第3の事実について

実況見分調書(32)

捜査報告書(46)

(事実認定の補足説明)

第1 判示第1の1の事実について

本件公訴事実、「被告人は、上記××号室において、Aに口淫等をさせているのを妻であるYに目撃され、同女にAとの関係を弁明しようとしたが、Yがこれを聞こうとしなかったことに激高し、平成18年8月27日午後3時40分ころ、前記場所において、Yを地上約14.1メートルの高さにある同室ベランダの本件囲いの上から地上に転落させて殺害することを決意し、同女を抱き上げて本件囲いの上まで連行した上、その上半身を外に向かって押し倒し、その両下腿のみが同囲いの内側にあり、上半身等が頭部を下にして同囲いの外に宙づりとなる状態としたが、AにYを救助されるなどしてこれを阻止されたため、同女に加療約3日間を要する右大腿圧挫傷等の傷害を負わせたにとどまり、殺害の目的を遂げなかった。」というものであり、検察官は、被告人には未必の殺意があったと主張している。他方、弁護人は、被告人はYを本件囲いの上に乗せてはおらず、また、Yの上半身を外側に向かって押し倒してもおらず、殺人の実行行為及び故意のいずれもなく無罪である旨主張し、被告人も当公判廷でこれに沿う供述をしている。

これらの主張に対し、当裁判所は、判示第1の1のとおり、被告人には傷害罪が成立するものと認定したので、先ず、この点について補足して説明する。

1 各項末尾に掲げた関係証拠によれば、以下の事実を明らかに認めることができる。

(1) 本件囲い等の客観的状況

本件囲いは、その最上部の高さが地上から約14.1メートルで、最上部の水平面の幅が約16.5センチメートルである。ベランダ床面から本件囲いの最上部までの高さは約119センチメートルであり、本件囲いの壁面は、下から約58度の角度でベランダ内側(室内側)に向かって傾斜しているという特殊な構造をしている。

××号室のベランダに通じる掃き出し窓の高さは180センチメートルである(検6)。

(2) Yの負傷状況

平成18年8月27日時点において、Yの右足大腿部後ろ側

に、ほぼ水平方向に長さがある皮下出血を伴った表皮剥脱の傷害(以下、「本件傷害a」という。)及びYの右足下腿部の膝裏右下付近に皮下出血の傷害(以下、「本件傷害b」という。)が生じている(証人B、検20)。

(3) 被告人及びYの体格

被告人の身長は約191センチメートルで、本件犯行当時の被告人の体重は約96キログラムであり、Yの身長は約160センチメートルで、本件被害当時のYの体重は46キログラムかそれよりやや重い程度であった(証人Y及び被告人の各公判供述)。

(4) 被告人とYは、平成18年3月9日に知り合い、同月24日に婚姻届を提出し、そのころから、二人でYの実家に引っ越した同年7月中旬ころまで××号室において同居生活を送っていた。被告人は、同年8月27日、××号室に残っていた被告人らの荷物を運び出すため、××号室において荷物の片づけ作業を行っていた。被告人の元同僚であるAは、被告人から電話で呼び出されたため、同日午後3時ころ、××号室を訪れ、同室内に置かれたベッドにおいて、被告人に対して口淫するなどし始めた。

ちょうどそのとき、Yは、××号室に入ってきて、その性的行為を目の当たりにし、被告人とAに対して詰問したところ、被告人は、「アイ ワズ スリーピング」等と繰り返し弁明したが、Yは、被告人の弁明を一切聞こうとしなかった(証人Y、同A及び被告人の各公判供述、検8等)。

2 上記認定事実を前提として、まず、被告人がYを本件囲いの上から外側に向かって押し倒す行為を行ったか否かについて検討する。

(1) この点、Yは、当公判廷において、①Yが××号室から出て行こうとしたところ、被告人は、出入口ドア前で立ちはだかるようにして、Yを同室から出そうとしなかった、②被告人は、感情的になり、興奮した様子で、Yの上腕をつかんでソファに投げ飛ばし、仰向けになったYの上腕を押さえた、③さらに、被告人は、両手でYの両脇下の胸の辺りをつかんで、Yを完全に持ち上げ、そのままベランダにYを連れ出し、本件囲いの上にYのお尻を乗せて座らせた、④Yが被告人の肩辺りを両腕で持って、大声で「やめて。助けて。」と叫び、ベランダの内側に降りようとしたところ、被告人は、外側に向かって力を込めて比較的ゆっくりとYを下の方にずり落とすと共に、そのようにしてYが落ちているときに「落とす。」と言った、⑤被告人から押されている内にYの両腕が完全に被告人から離れ、その後、被告人も、Yの背中が本件囲いの壁面外側に接する状態になった後、Yから手を離した、⑥Yは、頭を下にして本件囲いの壁面外側に背中を押し付けるような形でぶら下がり、両手に何もつかめるものもなく、お尻もずり落ちた状態になったが、ふくらはぎと太ももの辺り

を本件囲いの壁面内側に押し付けるような感じで、ありつたけの力をこめて、本件囲いの壁部分を両足で挟んだ状態を続けて転落を免れた、⑦このように押し倒された後、大声で「助けて。」と言ったが、被告人は、Yをその状態に放置して立ち去り、上記⑥のようにして一人でぶら下がっている状態が二、三十秒続いたと思う、⑧その後、Aが来て、両手でYの左足を持ってきて、その状態が30秒くらい続いたが、被告人が助けにくることはなかったため、Yは、もう自分の力で上がるしかないと思い、自分の腹筋に力を入れて自力で本件囲いの上に起き上がった、⑨その際、Aが左手でYの足を持ち、右手でYの左手を持つ形で、Yの上半身を支えるようにして助けてくれたと証言している。

(2) そこで、上記Yの証言の信用性について検討する。

ア 先ず、Yが押し倒された後の状態として供述しているYの体勢(両足のふくらはぎと太ももの辺りで本件囲いの壁部分を挟んで、お尻は本件囲いからずり落ちたまま、両手は何もつかむことなく、本件囲いの壁面外側に背中が接した状態で頭を下にして二、三十秒間一人でぶら下がっていた。)について検討する。

この点、Y立会の下で行われた再現実況見分の結果を記録した実況見分調書(検6)添付写真23には、ダミー人形がYの供述するのとおり状態でぶら下がっている様子が撮影されており、Yは、まさに、この写真のとおりであったと証言している。しかし、本物の人体であれば大腿骨があるため、本件囲い上部の水平部分(幅約16.5センチメートル)に乗っている太ももが同写真のダミー人形同様に外側に向かって折れ曲がるとは考えられず、腰骨や背骨が弓なり状に曲がることにより頭が本件囲い壁面外側につくことは可能であるとしても、背中全体が同写真のように本件囲いの壁面外側(傾斜角度58度)に接することは客観的には想定し難い。

そして、Yの上記供述によれば、ふくらはぎを本件囲いの壁面内側に押し付けて、本件囲い上部の水平部分に太ももを押し付けるという極めて不自然な状態の両足の挟む力だけで、数十秒間にわたり落下を免れたというのであるが、本件囲い上部の水平部分の幅は約16.5センチメートルあるので、鉄棒等幅の狭いものにひざを引っかけて体重を支えるのと同様の理屈で体重を支えることは不可能といえ、仮に体重46キログラムの人間が重い頭部を下にして、お尻まで本件囲いの外側にずり落ちた状態になったとすれば、上記のような不自然な状態の両足の挟む力だけでその体重を支えることは物理的にほぼ不可能と考えられ、直ちに落下するのが自然といえる。

さらに、Yは、お尻がずり落ちてぶら下がっている状態から、起き上がるときは、ほぼ自分の腹筋の力だけで起き上がったとも供述しているが、片足をAに支えてもらっていたとしても、

お尻がずり落ちてぶらさがっている状態から、女性の腹筋力のみで起き上がるということも、一般女性の体力からみて不可能に近いと考えられる。

その上、Yは、両足による本件囲いの挟み方について、「両足で同等の力」で「ふくらはぎと太ももの辺りを壁に押しつけるような感じで力を込めていた」と供述しているが、写真撮影報告書(検20)及びYの証言によれば、傷は右足だけに生じ、左足には全く生じていないところ、全体重を両足で支えたにもかかわらず、左足には全く傷が生じていないことも極めて不自然である。

このように、本件囲いにお尻下がったこと及びその状況に関するYの証言は、客観的状況に照らして物理的に考えると、様々な疑問を抱かせる内容のものであって、信用できないといわざるを得ない。

なお、医師である証人B(以下、「B」という。)は、当公判廷において、①Yの証言する本件囲いにお尻下がっている態様(お尻が本件囲いの外側にずり落ちて、太ももとふくらはぎで本件囲いを挟んでいる態様)を仮に前提にしたとすれば、本件傷害aは、本件囲いの上部の水平部分の外側のエッジにより、本件傷害bは本件囲いの上部内側の上下3センチメートル幅のエッジにより、それぞれ形成されたと解釈できる、②本件囲いの上にお尻が乗ったままの状態です座らされたという状況のみからは、本件傷害bについては説明が難しい、と供述しているが、一方において、③本件傷害bは、ソファの上に投げられたり、路上に投げられた際にも生じる可能性が十分にあり、また、④本件傷害aは、本件囲いの上にお尻が乗った状態で座らされた状況においても、本件囲い上部の水平部分の内側のエッジによっても形成され得るとも供述しているから、本件傷害a及び本件傷害bの存在は、必ずしも本件囲い上でのYの体勢がYが証言するとおりであったことを裏付けるものとはいえない。

イ 次に、Yが、被告人はYの両脇下の胸の辺りをつかんで、Yを完全に持ち上げ、そのままベランダにYを連れ出したと供述している点について検討する。

この点に関し、Yは、被告人は、Yを持ち上げた状態で、立ち止まることなく窓を通過してベランダへ行ったと供述しているが、身長191センチメートルの被告人がYを持ち上げて、高さ180センチメートルの掃き出し窓を立ち止まることなく通過するということは、掃き出し窓が床面から少し高くなっていることを考慮しても、やや不自然である。そして、Yは、弁護人の「運ばれている間なんですけども、証人から見ると被告人の顔が下に見えるような状態で、そのままベランダまで運ばれたということですか。」との質問に対しては「はい、そうです。」と明確に証言していたにもかかわらず、その後、弁護人から、掃き出し窓を通過する際のYの頭の位置がどうなった

のかを含めて質問されるや、「勘違いされているように思いますが、私が見下げよう形になったのはベランダの塀の上でのことで、彼が私を持っていったときには、私は彼を見下ろすような形ではありませんでした。」などと供述を変遷させていることも併せ考慮すると、この点に関するYの証言の信用性についても疑問がある。

ウ そして、証人Aは、当公判廷において、Aが目撃した事実として、①Yに弁明を聞いてもらえなかった被告人は、腰を少し曲げるような感じで、Yの膝からお尻にかけての辺りを両手で正面から抱えてYを持ち上げてベランダに連れて行った、②Yは、ベランダの本件囲いの上に座った状態になっており、被告人は、Yに対し、「落ちる、いい。」と日本語で言い、Yは「いいよ。」と言った、③Aが被告人の右斜め後ろ辺りで見ていたところ、Yは後ろに倒れたが、被告人がYを突いたり押し倒したりした行為は一切見ていない、④Yは仰向けに地面とほぼ水平くらいの角度まで倒れたので、Aは、A側から見てYの正面やや右側(Y側から見て左側)に出て、咄嗟に自分の左手でYの左足の膝か腿の辺りを押さえ、同時に自分の右手でYの左手を持って引っ張った、⑤Yの背中が本件囲いの壁面に接した状態は全く見ていないし、Yのお尻は本件囲いの上にあり、お尻の位置はその後そのまま変わっていない、⑥Yは、すぐには起き上がってこず、叫び声なども上げておらず、しばらくして(3分くらいして)から、Yは小さい声で「落ちる、引っ張って。」と言った、⑦Aは、被告人に向かって、少し大きいこえで「ノー」、「ユー シュドゥント ドウ ザット」と言い、また、被告人に、Yを引っ張り上げるのを手伝うように言ったが、被告人はYを起こすのを手伝わずに、ベランダにただ立っていた、⑧Aはずっと同じ力でYの左手を引っ張り、左足を押さえいていたが、Yは、ある瞬間に起き上がってきて、そのまま本件囲いの上に座った状態となった、被告人はYがその状態になった時、Yの体に両腕を廻してYを抱きしめたが、Yは顔をそむけて拒否するような態度を示したと供述している。

このように、Aは、Yの上記証言とは全く異なり、Yが本件囲いの上にお尻を乗せたままの状態です仰向けに上体が水平になるくらいまで倒れ、AがすぐにYの左足を押さえ、同時に左手を持って、その左手を引っ張るという体勢がしばらく続いた後、その状態のまま、Yが自分の力で起き上がってきたと証言しているのであるが、Aが証言するYの体勢は、Yが落下せずに倒れた状態が続いていた状況及びAの支えを得つつも自力で起き上がった状況として物理的に可能な体勢による自然なものであって、Yが倒れた際の状況に関するAの上記証言は信用性が高いと認められる。

エ さらに、①Yは、本件囲いから降りた後、被告人に対し、××号室内で、駐車中の車を駐車場に移動させるために

部屋から出して欲しいと言い続けていたと証言しているものの、ベランダや室内において、被告人に対し、本件囲いの上で押し倒されたことを非難するような言動、あるいはその時受けた恐怖感を周囲の人間に伝えるような言動をした旨の証言が全くないこと、②Yは、××号室から出て自分の車に乗車して携帯電話で外部に自由に連絡できるようになった後、直ちに警察に電話連絡するなどせず、単に両親に対して電話しているに過ぎず、しかも、Yは、この時両親に対し、「感情的になった彼がベランダから私を落とそうとした。」と伝えた旨証言し、Yの父親であるD（以下、「D」という。）も当公判廷において、Yからその旨聞いたと証言しているが、Dの警察官調書（弁30）にはYから電話で落とされそうになったことを聞いた旨の供述はなく、むしろ、「後で娘がXに5階のベランダから突き落とされそうになったと聞かされ肝を冷やしました。」と記載されていることからすると、Dの上記供述は信用できないし、Yの母親であるE（以下、「E」という。）は、当公判廷において、電話では落とされそうになったことは聞いていない旨証言していることからすると、Yが両親に電話で被告人がYを落とそうとしたことを伝えたとのYの証言は信用できず、したがって、Yは両親に対して電話を掛けて事態を知らせた際、被告人によってベランダから落とされそうになったことを伝えていないこと、③Yが被告人に対して出した手紙（平成18年10月5日消印、弁7）を見ても、被告人とAの関係を責める内容がほとんどで、本件囲いの上の出来事に関してはただ一文で「しかも、私はあの事件で本当に死ぬ思いをしました。」と記載しているのみであることのほか、本件全証拠をみても、Yには、本件囲いの上から押し倒されるという恐怖感を味合わされた者であれば当然とるであろうと考えられる言動が全く認められない。

オ 以上のとおり、被告人がYを押し倒したとのYの証言は、①被告人がYをベランダに連れ出す態様、Yが本件囲いの外側に倒れた際の体勢に関する証言が信用できない上、被告人が感情的になっていたと言いながら、被告人が「比較的ゆっくりと押して、Yの背中が本件囲いの壁面外側に付いてから被告人は手を離した」と幾分悠長な態様を述べるなどの不自然な点があること、②本件は、Yが夫である被告人の他の女性との性的行為を目の当たりにするという衝撃的経験をした直後の出来事であるから、Yにおいて、自らの体験を過度に被害的にとらえて誇張して供述する可能性があると考えられること、③Yは、真実本件囲いの上で押し倒された被害者であれば、当然とるであろうと考えられる言動をしていないこと等を総合考慮すると、被告人が「落とす。」と言ってYの上体を力を含めて外側に押し倒したとのYの証言は信用できず、採用できない。なお、証人C（以下、「C」という。）は、上記a前の路上から見上げる形でYが本件囲いの上から外

側に身体を乗り出しているのを目撃したものであり、その証言中には、「女性がぶら下がっていた」と表現する部分があるが、他方で「宙ぶらりんになっていた」とも表現していること等からすると、Cの証言は全体としてみると、Yが本件囲いの壁面外側に背中を接する体勢にあったというのではなく、Yが上半身を外側に水平程度の角度に倒す程度の状態であったとのA証言に沿うものと解することも十分可能である。

(3) そうすると、上記証人A及び同Cの各供述並びに本件囲い上部の構造等からは、Yが本件囲いの上から後ろに向かって、その上体が地面と水平になる程度にまで倒れたとの事実を認めることはできるものの、その原因として、本件囲いの上に座った状態のYが、何らかの理由でバランスを崩して後ろに倒れた可能性のあることを排斥することはできない。その他本件全証拠を検討してみても、被告人がYを押し倒したと認めるに足る証拠はない。

(4) 以上によれば、被告人が本件囲いの上に座った状態のYを押し倒したとの事実は認められない。

3 次に、被告人が、Yを抱き上げて本件囲いの上まで連行して、本件囲いの上に乘せたか否かについて検討する。

Aの証言によれば、被告人がYを抱え上げた状態でベランダに出たこと、その後にAがベランダに出た時点でYが本件囲いの上に座った状態であったことが認められるほか、被告人自身も、「Yをベランダのフェンスの内側に、私が持っている手の辺りにお尻が来るぐらいに下ろしました。」「Yが手でフェンスの上の部分を押したようになったので、私がお尻の部分を持っていた位置は変わり、それから手を離して後ろに下がった。」「Yは軽く腰掛けている状態になった。」と供述しているのであって、被告人の供述によっても、Yは、被告人に抱き上げられた状態で本件囲いの上に連行され、被告人の行為により、本件囲いの上に座るあるいは腰掛ける状態になったことは明らかである。

したがって、被告人がYを本件囲いの上に乗せる行為を行ったものと認められる。

そして、本件囲いの上に乗せる行為は、本件囲い上部が地上から約14.1メートルであること、本件囲い上部の水平部分の幅がわずかに約16.5センチメートルしかないことを併せ考えると、客観的には、それだけでも転落により死亡の結果を発生させる可能性のある危険な行為であると認められる。しかも、Aの証言等によれば、被告人は、上記認定のような態様でYが本件囲いの外側に向かって倒れた際に、Yを助けるための行動をしていないことも認められる。

しかしながら、被告人は、Yをベランダに連れ出して本件囲いの上に乗せた理由は、Yに対し、Aのいないところで、被告人とAとの性的行為の弁明、すなわち「寝ていただけ、愛している」ということをYに伝えようと思ったからである、Y

が本件囲いの上で自分でバランスをとったように見えたので手を離しただけであるなどと、Yを本件囲いの外側に転落させる意図がなかった旨を供述しており、①本件囲い上部の水平部分の幅(約16.5センチメートル)からすると、一応お尻を乗せてバランスをとることも可能であると認められること、②被告人には、未必的にであれYに対して殺意を抱くに十分な動機が見当たらないこと(この点、検察官は、被告人が妻に妻以外の女性との性的行為を見られていわゆる逆ギレして激昂したことが動機であると主張するが、Y及びAの両証言によれば、被告人はYに対して寝ていただけとの弁明を聞いてもらおうとして、Yに聞いてもらえないことに感情的になっていたことが認められるのであって、被告人が弁明を繰り返していたのは、Yとの夫婦関係を維持しようとしていたからにほかならず(被告人の公判供述)、そのような被告人が、弁明を聞いてもらえないことについて感情的になったというだけで、Yが死んでもかまわないとの心情に至るとは通常考えられず、検察官の主張する動機は不十分というほかない。)を併せみると、Yを転落させる意図はなかったとの被告人の供述を排斥することはできず、被告人において、Yが本件囲いの外側に転落することを認識、認容しながら、Yを本件囲いの上に乘せたとは認められない。

なお、A証言によれば、本件囲いの上に座った状態のYに対して被告人が「落ちる。いい。」と言い、Yが「いいよ。」と言ったとのやりとりがあったことが認められるが、この会話は、被告人が本件囲いの上に座った状態のYを抱えていた手を離す際に、「手を離すと落ちるかもしれないが、手を離しても大丈夫か」という意味で尋ね、Yが「手を離しても大丈夫」との意味で答えたとも理解できるのであって、この会話からは、被告人が本件囲いの上に乗って座った状態になったYから手を離すことの危険性を認識していたことが窺われるものの、被告人が積極的にYが転落することを認容していたことを推認させるものとはまではいえない。そして、A証言によれば、被告人は、倒れたYが起き上がった直後に、Yの体に両腕を回して抱きしめたとの事実が認められ、この事実は、むしろ、被告人においてYが転落することを認容していなかったことを裏付けるものといえる。

以上によれば、被告人は、未必的なものも含めて殺意をもって、Yを本件囲いの上に乗せたとは認められない。

4 そこで、被告人の罪責を検討すると、被告人がYを本件囲いの上に乗せた行為は、Yに対する有形力の行使として暴行と認められる。そして、Yが負っている本件傷害aは、その損傷状況(ほぼ水平方向に長さのある表皮剥脱を伴う皮下出血)及びB証言により、被告人がYを本件囲いの上に乗せた後、Yが、お尻を本件囲いの上に乗せたまま後ろに倒れて体重が大腿部内側にかかった際に、本件囲い上部の水

平部分の内側エッジによって形成されたものと認められる。

そうであるとすれば、Yがいかなる理由でバランスを崩して後ろに倒れたのかは、必ずしも明らかではないが、幅が約16.5センチメートルの本件囲い上部に乘せることによって、乗せられた者がバランスを崩して後ろに倒れて大腿部内側に傷害が生じることとの間には相当因果関係があるといえ、被告人の上記暴行と本件傷害aとの間には相当因果関係が認められる。

この点に関し、Aは、当公判廷において、Yが自分で故意に後ろに反ったとの印象を抱いていると証言しているが、Aのこの証言は、そもそも、Aの個人的印象に過ぎないし、地上から約14.1メートルもの高さのある本件囲いの上で、自ら故意に後ろに反るなどの行為をとることは通常考えられず、Aの上記証言は採用できない。

なお、検察官は、本件傷害aについて、右大腿圧挫傷と主張しているが、Yが右大腿圧挫傷と診断されたとの証拠はなく、証人Bも、本件傷害aの撮影された写真により、皮下出血を伴う表皮剥脱との診断ができる旨証言するに止まり、同写真からは、組織がつぶれているかどうかは判断できず、「挫」という診断名は、組織がつぶれている場合に使用するものであると証言していることから、判示第1の1記載の限度で認定した。また、本件傷害bについては、いかなる機序で形成されたものであるかは、本件全証拠を検討しても不明というほかなく、本件傷害bについては被告人の暴行による結果とは認められない。

よって、被告人は、判示第1の1のとおり、暴行により傷害結果を発生させた傷害罪の罪責を負う。

第2 判示第1の2の事実について

1 本件公訴事実(第11回公判期日における訴因変更後のもの)は、「被告人は、上記××号室において、Aに口淫等をさせているのを妻であるYに目撃され、YにAとの関係を弁明しようとしたが、Yがこれを聞こうとしなかったことに激昂し、同日午後4時5分ころ、上記メゾンc東側路上において、Yに対し、両手でその両上腕をつかんで路上に突き飛ばし、さらに、両手でその両上腕をつかんで持ち上げ、路上に投げ飛ばし、仰向けに転倒させるなどの暴行を加え、よって、同女に加療約8日間を要する右上腕、右足頭甲打撲の傷害を負わせた。」というものであり、検察官は被告人に傷害罪が成立すると主張している。他方、弁護人は、被告人はYの両腕をつかんだだけであり、検察官が主張するような暴行を行っておらず無罪であると主張し、被告人も当公判廷でこれに沿う供述をしている。

これらの主張に対し、当裁判所は、判示第1の2記載のとおり暴行罪が成立するものと認定したので、この点について

補足して説明する。

2 Yは、①被告人は、メゾンcの路上において、正面からYの両肩をつかみ、左足のすねを蹴り、押し倒し、この暴行によりYは尻餅をついた(第1暴行)、②その後、被告人は、後ろからYの両肩をつかみ反転させてYを被告人と向き合う状態にさせた上、Yの上腕をつかんでYを持ち上げて路上に投げ、この暴行により、Yは尻餅をつくとともに後頭部を路面で打ち、さらに、被告人は、仰向けに倒れたYのお腹の上に乗り形で覆い被さって、両肩を押しつけてきた(第2暴行)と供述している。

そこで検討するに、上記第1暴行に関するYの証言は、①左足のすねに打撲の傷跡があり(検20)、蹴られたとの証言が裏付けられていること、②Dが、「どうやって倒したかというのははっきり見えなかったが、被告人がYを倒したのを見た。」と証言していること等によっても裏付けられており、上記Yの証言は信用できるので、Yの証言するとおり、被告人が第1暴行を行ったと認められる。

また、上記第2暴行に関するYの証言も、①Aは、「被告人がYの肩の辺りを一度つかんだが、Yに振りほどかれ、さらに、Yの腰の辺りを抱えるようにした後、手を離して放り出すような動きをし、その結果、Yが尻餅をついた、その後はYの方は見ていない。」と証言し、②Bは、「被告人が正面からYの両方の二の腕の辺りをつかんで自分の方に引き寄せて、道路の端に放り投げ、Yは仰向けに倒れた。」と証言し、③Dも、「被告人が向かい合った状態のYの肩の辺りを持って、突き飛ばし、Yは仰向けに倒れ頭を打った、さらに、被告人は、仰向けになったYに馬乗りになっていた。」と証言しており、これらの証言はYの上記第2暴行についての証言を概ね裏付けている。

そうすると、第2暴行に関するYの証言も概ね信用できると認められるが、被告人がYの上腕をつかんで持ち上げたとの部分については、第2暴行を目撃していた者が誰も供述していない事実であって、Yが路上に投げ飛ばされた状況について誇張して表現している可能性を否定できないから、被告人がYを持ち上げたとの事実は認定できない。

以上によれば、被告人が、判示第1の2記載のとおり暴行をYに加えたとの事実を認定することができる。

3 そこで、上記暴行行為から右上腕打撲、右足頭甲打撲の傷害結果が発生したと認められるか否かを検討する。この点、診断書(検2)及び写真撮影報告書(検20)によれば、Yが本件犯行当日に右上腕打撲及び右足頭甲打撲の傷害を負ったことは認められる。しかし、本件全証拠に照らしてみても、右足頭甲打撲がどのように形成されたかを認定できる証拠は一切なく、右足頭甲打撲が被告人の判示第1の2記載の暴行によって生じたとは認定することはできない。また、

右上腕打撲については、第2暴行において被告人がYの上腕をつかんだ際に生じた可能性もあるとは認められるものの、他方、Yは、当公判廷において、本件犯行当日に、××号室内でソファに投げ飛ばされたとき及びソファ上で押しつけられたときにも上腕をつかまれたと証言しており、これらの起訴外の暴行によって右上腕打撲が生じた可能性を排斥することができない。そうすると、第2暴行により右上腕打撲が発生したと認定することはできない。

したがって、結局、判示第1の2記載の各暴行と右上腕打撲、右足頭甲打撲の傷害結果との因果関係を認めることができないので、被告人は、暴行罪の限度でのみ罪責を負う。

第3 判示第3の事実について

1 弁護人は、被告人は、自己が運転する普通乗用自動車(以下、「被告人車両」という。)をF(以下、「F」という。)が運転する普通乗用自動車(以下、「F車両」という。)に衝突させることにより、同車のナンバープレート等を損壊する交通事故を起こしておらず、「物の損壊」がないので報告義務違反は成立せず無罪である旨主張し、被告人も当公判廷でこれに沿う供述をしているので、この点について補足して説明する。

2 先ず、実況見分調書(検32)及び捜査報告書(検46)によれば、F車両のナンバープレートが損壊していること、被告人車両の後部バンパー下部の黒色様の部分の最下部は地上からの高さ約30センチメートル、F車両のナンバープレートの最上部は地上からの高さ約35センチメートル、同最下部は地上からの高さ約18センチメートルであり、被告人車両が接触することによりF車両のナンバープレート下部分を損壊することは可能であることが認められる(なお、弁護人は、被告人車両の後部バンパー下部の黒色様の部分は内側に入り込んでおり、内側に入り込んでいないバンパー部分の最下部の高さが約38センチメートルであるから被告人車両とF車両との接触による損壊は不可能である旨主張するが、内側に入り込んでいる奥行きはわずかであること及びF車両のナンバープレート部分が前にやや出っ張っていることからすると、F車両と被告人車両の接触により、被告人車両のバンパー下部分がF車両のナンバープレートに接触することは十分に可能であると認められ、上記弁護人の主張は採用できない。なお、Fは、F車両のフロントグリルも損壊した旨供述しているところ、同事実が被告人車両バンパーの内側に入り込んでいない部分と内側部分が共に接触したことを裏付けるものともいえる。)。さらに、F証言及びG(以下、「G」という。)証言によれば、被告人車両がバックした際にF車両にドンという衝撃音を伴う接触事故があったこと、その直後に自動車から降りた被告人に対し、Fが「ナンバープレートが壊れた

ので警察を呼びましょう。」と声を掛けたことが認められる。

以上に加えて、F及びGは、被告人車両と接触事故が起きるまでは、F車両のナンバープレートに異状はなかったと思うと供述していることも併せ考慮すると、被告人車両がF車両に衝突した事故により、F車両のナンバープレートが損壊したものと認められる。

以上のとおり、判示第3記載のとおり物損事故が生じた事実が認められる。

3 そして、被告人の公判供述によれば、被告人は、Fが「ナンバープレートが壊れたので警察を呼びましょう。」と言っていることを十分に理解していたにもかかわらず、上記事故に関する報告義務を尽くすことなく、その場を去ったことが認められるから、報告義務違反の故意も認められる。

この点、被告人は、ナンバープレートが上記事故によって生じたのではないと解釈したと弁解するが、被告人車両とF車両と接触し、ナンバープレートが壊れたとの指摘を受けていたのであるから、被告人の上記弁解は到底信用できず、採用できない。

第4 判示第4の事実について

1 判示第4の事実について、弁護人は、被告人が被告人車両を発進進行させたことは争わないが、被告人には暴行の故意がなかった、また、被告人はFの顔を腕で押すなどの暴行はしていないので、被告人は無罪である旨主張し、被告人も当公判廷でこれに沿う供述をしているので、この点について補足して説明する。

2 F及びGの各証言並びに被告人の公判供述によれば、被告人は、Fが被告人車両内に窓から上半身を入れて、被告人車両のハンドルを握ったのと同時ぐらいに、被告人車両を発進させ、Fの体の一部が被告人車両内にある状態のまま少なくとも約20メートル程度走行を続けた後、Fが路上に転倒したとの事実が認められる。

このような、被告人の運転行為が、Fに対する有形力の行使たる暴行に該当することは明らかである。

そして、被告人が自ら供述しているところから明らかなように、被告人には上記行為の認識があるといえ、暴行の故意も優に認められる。

なお、弁護人は、Fが被告人の顔を引っかくなどしたことから車両を発進させざるを得ず、Fが被告人に噛みつくなどしたことから車両を走行させざるを得なかった旨主張し、被告人に暴行の故意はないと主張し、被告人は、Fから襲われていると思ったので被告人車両を発進させたと供述する。しかし、Fが被告人を引っかかりたり、噛みついたりした事実があったとしても、被告人のFに対する暴行の故意自体を否定するものではないし、また、Fが上記物損事故を警察に届け出よ

うと申し出ていたことは被告人も十分認識していたことからすると、女性であるFから襲われていると思ったとの被告人の供述は到底信用できず、弁護人の上記主張は採用できない。

3 そして、Fは、被告人が運転を続けている途中で被告人から顔や腕を押されたことがあったと証言しており、被告人も、Fが被告人車両のハンドルを握って左方向に切り、車両が左方向に行き電柱にぶつかりそうになったため、被告人がブレーキを踏み、左手でハンドルを右方向に切り、右手でFの手を外そうとしたこと、Fが被告人の腕に噛みつき、被告人は腕を上下に払うような動作をしたことを供述している。そうすると、これらの供述によれば、被告人がFを車両から引き離そうとして、Fともみあい状態となっていたもので、上記Fの証言はそのような状態にあったことに照らして自然で信用することができ、被告人がFの顔を腕で押すなどしたとの事実も優に認定できる。

4 以上によれば、被告人が、暴行の故意を持って被告人車両を発進進行させたこと、Fの顔を腕で押すなどしたこと及びこれらの行為によりFが路上に転倒したとの事実が認められ、判示第4のとおり認定できる。

(法令の適用)

被告人の判示第1の1の所為は刑法204条に、判示第1の2及び第4の各所為は同法208条に、判示第2の所為は平成16年法律第90号附則23条により同法による改正前の道路交通法117条の4第1号、64条に、判示第3の所為は道路交通法119条1項10号、72条1項後段にそれぞれ該当するところ、各所定刑中判示第1の1ないし第4の罪についていずれも懲役刑を選択し、以上は刑法45条前段の併合罪であるから、同法47条本文、10条により最も重い判示第1の1罪の刑に同法47条ただし書の制限内で法定の加重をした刑期の範囲内で被告人を懲役1年4月に処し、同法21条を適用して未決勾留日数中140日をその刑に算入し、情状により同法25条1項を適用してこの裁判が確定した日から4年間その刑の執行を猶予することとし、訴訟費用のうち証人F及び同Gに支給した分は、刑事訴訟法181条1項本文によりこれを被告人に負担させることとする。

(弁護人の主張に対する判断)

弁護人は、判示第1の1及び2の各犯行当時、被告人は、当日服用した薬及び飲酒により一時的には是非善悪の弁識能力ないし行動制御能力を欠き、心神喪失または心神耗弱の状態にあったと主張する。

そこで検討すると、まず、事実認定の補足説明で詳述したように被告人がYを本件囲いの上から外側に押し倒した事実はなかったと認められるところ、それを前提にした場合、被

告人は一貫してAとの関係を弁明してYの怒りを静めようとしており、その言動は妻に妻以外の女性との性的行為を見られた者の行動としては極めて自然である。また、路上での暴行については、短気な性格と思われる被告人が、Yが一向に話を聞かないことに立腹したことによるものと十分考えられる。さらに、被告人は、Yを本件囲いの上に乘せた際、「自分でバランスを取っていることが分かり、分かってから後ろに下がりました。」と供述しており、その行動は、行為の危険性を認識した上でのものといえる。

以上からすると、被告人の言動は十分了解可能であり、飲酒及び薬を服用したことの影響があり、一部記憶の脱落もあるとしても、それは単なる健忘等の域を出ないものである。

よって、被告人は、上記各犯行当時、行為の是非善悪を弁識しこれに従って行動する能力に何ら問題がなかったと認められ、弁護人の主張はこれを採用することはできない。

(量刑の理由)

1 本件は、被告人が、①妻であるYにAとの性的行為を目撃された際、Yが被告人の弁明を聞こうとしなかったことに苛立ち、Yをベランダに連れ出して本件囲いの上に乗せ、その際、Yに傷害を負わせた傷害(判示第1の1)、②その後、路上において、Yを投げ飛ばして転倒させるなどした暴行(判示第1の2)、③無免許運転をし(判示第2)、その際物損事故を起こしたにもかかわらず、報告義務を怠った(判示第3)各道路交通法違反、④上記物損事故の被害者Fが被告人車両の運転席窓から上半身を入れて被告人がその場から去るの阻止しようとしたのに対して、車両を発進進行させた上、同人の顔を腕で押すなどして路上に転倒させた暴行(判示第4)の事案である。

2 先ず、判示第1の罪について見ると、被告人は、YにAとの性的行為についての弁明を聞かせようとして、Yを本件囲いの上に乗せたもので、その行為は自己の言い分をYに押し付けようとして行われた被告人の一方的な感情に基づくもので、その動機経緯に酌むべきものはない。本件囲いは、地上から約14.1メートルという高所にあり、その幅も約16.5センチメートルと狭く、一歩間違えばYを地上に転落させるおそれのある極めて危険なものである。Yの処罰感情が強いのも十分理解できる。

次に、判示第1の2の罪について見ると、上記同様に弁明を聞こうとしないYに腹を立て、Yを投げ飛ばすなどしたというものであり、その犯行動機に酌むべきものはない。その犯行態様は判示のとおりであり、傷害結果は認定できないものの、同行為も危険なものである。

次に、判示第2、第3の各罪について見ると、被告人が車を運転しなければならないような理由は窺われず、その犯行

動機に酌むべきものはない上、被告人車両をF車両に衝突させ物損事故を起こしたにもかかわらず、警察官に報告することなく逃走を図り、さらにその場から車両を運転しているのであり、被告人の道路交通法規規範軽視の態度は甚だしい。また、判示第4の罪について見ると、被告人は、Fが「ナンバープレートが壊れたので警察を呼びましょう。」と言い、被告人車両の運転席の窓から上半身を中に入れることまでして被告人の逃走を阻止しようとしているにもかかわらず、被告人車両を発進進行させたものであり、その動機経緯に酌量の余地は一切ない上、人が車両に上半身を入れた状態で車を発進進行させれば、その身体を車両に巻き込んだり、轢いたりするおそれが高く、被告人の行為は非常に危険なものである。

また、被告人は、判示第3及び第4の各罪について、上記物損事故の発生そのものや暴行の故意等を否認し、Fが被告人の顔を引っかくなどしたことから襲われていると思い、車両を発進させざるを得なかったなどと不合理な弁解をしており、この点に関する反省の態度が希薄である。

被告人には平成16年10月に器物損壊、暴行、傷害罪により罰金30万円に処せられた前科があり、本件傷害、暴行の経緯態様も併せると、粗暴傾向も認められる。

これらの諸点からすると、本件各犯行全体として犯情はよくなく、被告人の刑事責任も軽くない。

3 しかしながら、他方、判示第1の1の罪の傷害結果は軽微であり、本件各犯行いずれによっても重大な結果は発生していないこと、被告人には上記罰金前科1犯があるのみで懲役前科はないこと、被告人は逮捕された後約7か月間身柄を拘束されており、事実上の制裁を受けていることなどの被告人のために斟酌すべき事情もある。

4 そこで、上記の一切の事情を総合考慮すると、被告人に対しては、主文の刑を科した上、その刑の執行を猶予し、社会内での更生の機会を与えるのが相当であると判断される。

よって、主文のとおり判決する。

(求刑 懲役7年)

3 高松高等裁判所第1部 平成19年9月14日判決(強姦、強姦致傷等)

【キーワード】 被害者供述の信用性

強姦事件について被害者供述の信用性を否定して無罪を言い渡し